○財務省告示第九十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年二月十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	二十億円	九十九円二十銭
〃	〃	二十億円	九十九円二十六銭
〃	〃	十二億円	九十九円三十五銭
〃	〃	四十八億円	九十九円三十二銭
〃	〃	五十七億円	九十九円三十一銭
〃	〃	四億円	九十九円三十銭
〃	〃	二十億円	九十九円二十六銭
〃	〃	五十八億円	九十九円三十六銭
〃	第三回	四十億円	九十六円二十五銭
〃	第二十一回	十億円	九十九円四十八銭
〃	〃	六十六億円	九十九円五十銭
〃	〃	九億円	九十九円五十一銭
〃	第二十三回	百十六億円	百円十銭
〃	第二十四回	十億円	百円五銭
〃	第二十回	三十四億円	九十五円七十五銭
〃	第三十六回	一億円	九十五円五十九銭
〃	第三十九回	一億円	百円十銭
〃	第四十三回	五十億円	九十九円五十九銭
〃	〃	百億円	九十九円六十一銭
〃	第四十四回	五億円	百円十銭
〃	第四十五回	五億円	百円十銭
〃	〃	百億円	百円十一銭
〃	第四十七回	二億円	百円一銭
〃	〃	四億円	百円四銭
〃	第四十八回	三十億円	百三円三十八銭
合計	〃	三億円	百三円四十二銭
合計	〃	一千十五億円	

百七十三億円	九十六円三十銭
十三億円	九十六円三十五銭
四億円	九十五円四十八銭
十九億円	九十五円四十九銭
百五十六億円	九十五円五十銭
四十億円	九十七円五十銭
十七億円	九十七円五十三銭
二十一億円	九十七円五十五銭
六億円	九十七円六十銭
十四億円	九十七円十銭
二億円	九十七円十五銭
十六億円	九十六円七十三銭
十億円	九十六円七十四銭
二十億円	九十六円七十五銭
十三億円	九十六円八十銭
三十億円	九十七円
十一億円	九十七円五銭
一億円	九十七円九十九銭
十億円	九十八円
十一億円	九十八円五銭
四億円	九十八円四銭
十五億円	九十七円八十一銭
三十六億円	九十七円八十二銭
七億円	九十七円四十六銭
十五億円	九十七円五十四銭
二億円	九十八円十九銭
二十億円	九十八円四十四銭
二十億円	九十八円三十六銭
二十億円	九十七円八十銭
二十億円	九十七円八十四銭
一千四億円	